

平成24年度第1回介護保険運営協議会会議録

日時：平成24年10月15日（月）午後7時より

場所：二宮町役場 第1会議室

出席者：介護保険運営協議会委員・地域密着型サービス運営委員会委員・地域包括支援センター運営協議会委員：12名

事務局：健康福祉部長・高齢障がい課長・高齢介護班班長・高齢者支援班班長

高齢介護班員：2名・高齢者支援班員：1名・地域包括支援センター職員：2名

傍聴希望者なし。

1. 開会

事務局 介護保険運営協議会委員の条例への位置づけと任期を3年間に改定、及び介護保険運営協議会委員と地域密着型サービス運営協議会委員、地域包括支援センター運営協議会委員の兼務について報告を行う。

2. 委嘱状の交付

3. 会長・副会長の選出

4. あいさつ

委員・事務局自己紹介（省略）

5. 議題

(1) 二宮町の介護保険施行状況について（資料1・資料2）

事務局説明

委員 居宅療養管理指導が、増えているようだが、どんな内容が増えていますか。

事務局 現在、施設整備が進み利用者が増えている有料老人ホーム等の特定施設に入っている方の請求の内容を見てもみると、一人の利用者が歯科衛生士、薬剤師、内科医など複数の指導を受けている例が見受けられるので、そのことが大幅な増加に繋がったと考えられます。

委員 算定できるのはどういう方ですか。

事務局 薬剤師、歯科衛生士、歯科医師、栄養士、医師等の資格を持っている方が訪問し指導を行った場合に請求できます。

(2) 第1次一括法等による介護保険関係の基準の条例委任について(資料3)

事務局説明

委員 この基準条例はどのような拘束力持つのですか。

事務局 町内の地域密着型の事業所の運営基準になります。また、町が地域密着事業所を指定する際の基準になります。

委員 今回制定する条例に今後改正が必要となった場合には、どの程度の期間で変更が可能ですか。例えば、改正案が出て議会等あるので実質的には、1年以上かかるとか。

事務局 改正案が出て、運営協議会で審議いただき議会に上程するので1年ぐらいの期間はみていただきたい。

事務局 今回の町の条例制定については、基本的に国の省令をそのまま、町の条例として制定したいと考えています。ただし、県もこの第1次一括法による条例制定を行います。その中で文書記録の保存期間を国省令の2年間から5年間にする独自の基準を設ける事を検討しています。そこで、二宮町も県と同様に、文書記録の保存期間については5年間とする独自基準を設けようと考えています。このことについて、運営委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 施設関係の方いかがですか。

委員 町と県が違っていると利用者の方も判りにくいので、できれば同じにしておいた方がいいと思う。

委員 これは、全サービスですか。

事務局 二宮町で定めるのは地域密着型サービスで、そのほかのサービスについては県が条例で定めていく形になります。

委員 2年間だと考え方によっては少なく感じますが、5年間だと施設側の立場からすると書類を保管する場所の確保が、規模が大きければ大きい程必要となってくると思います。

事務局 今後の条例制定にあたって、もう一度、今年度中に介護保険運営協議会を行わせていただきまして、意見をお聞きする場を設けたいと考えております。時期は、1月の中旬から下旬を予定しています。議会には、3月に上程させていただきます。

6. 閉会